

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

令和8年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習の種別

- (1) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (3) (1)及び(2)に規定する危険物施設以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習

2 講習の日時、場所及び受講期間

(1) 対面講習の日時及び場所

講習日	時 間	場 所	会 場
令和8年9月10日(木)	別に通知する。	北上市	別に通知する。
令和8年9月17日(木)	〃	久慈市	〃
令和8年9月28日(月)	〃	盛岡市	〃
令和8年10月2日(金)	〃	一関市	〃
令和8年10月8日(木)	〃	大船渡市	〃
令和8年10月15日(木)	〃	宮古市	〃
令和8年10月28日(水)	〃	奥州市	〃
令和8年11月7日(土)	〃	花巻市	〃
令和8年11月11日(水)	〃	盛岡市渋民	〃

(2) オンライン講習の受講期間

- ア 第1回 令和8年9月1日(火)から同月30日(水)まで
- イ 第2回 令和8年10月1日(木)から同月31日(土)まで
- ウ 第3回 令和8年11月2日(月)から同年12月1日(火)まで

3 講習の対象者 次のいずれかに該当する者とする。ただし、オンライン講習の受講者は、岩手県内に居住地又は勤務地を有する者で、危険物の取扱作業に従事しているもののみを対象とする。

- (1) 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内に危険物取扱者保安講習を受けていない者（危険物の取扱作業に従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受け、又は危険物取扱者保安講習を受けた者を除く。）
- (2) 危険物取扱者保安講習を受けたことがある者であって、前回の危険物取扱者保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に危険物取扱者保安講習を受けていないもの

4 受講手続

(1) 対面講習

受講申請書を令和8年8月17日(月)までに一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会へ提出すること。

(2) オンライン講習

受講申請書を次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める期間内に一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会へ提出すること。

- ア 第1回 令和8年8月3日(月)から同月17日(月)まで

イ 第2回 令和8年9月1日(火)から同月15日(火)まで

ウ 第3回 令和8年10月1日(木)から同月15日(木)まで

5 その他 詳細については、岩手県復興防災部消防安全課又は一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会に問い合わせること。